

第五十三回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第 二 号

昭和四十一年十二月二十日(火曜日)

午後五時十分開議

出席委員

委員長 古川 文吉君

理事 關谷 勝利君

小淵 惠三君

川野 芳滿君

正示啓次郎君

高橋 禎一君

長谷川 峻君

細田 吉藏君

山村新治郎君

出席國務大臣

運輸 大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

運輸事務官 亀山 信郎君

委員外の出席者

専門員 小西 真一君

十二月二十日

委員有田喜一君、亀岡高夫君、南條徳男君及び

松浦周太郎君辭任につき、その補欠として、正

示啓次郎君、中村寅太郎君、栗山秀君及び飯谷忠

男君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員飯谷忠男君、正示啓次郎君、中村寅太郎君及

び栗山秀君辭任につき、その補欠として松浦周

太郎君、有田喜一君、亀岡高夫君及び南條徳男

君が議長の名で委員に選任された。

十二月二十日

内航海運業法の一部を改正する法律案(第五十一

回国会開法第一五二号)(參議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

閉會中審査に関する件

内航海運業法の一部を改正する法律案(第五十一

回国会開法第一五二号)(參議院送付)

請 願

一 踏切道等の道路改良工事に伴う國鉄との

協定促進に関する請願(唐澤俊樹君紹介)

(第四四号)

二 同(小坂清太郎君紹介)(第四五号)

三 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四六号)

四 同(増田甲子七君紹介)(第四七号)

五 同(小川平二君紹介)(第一六四号)

六 同(吉川久衛君紹介)(第一六五号)

七 同(倉石忠雄君紹介)(第二〇二号)

八 自動車のパンクによる交通事故防止に關

する請願(栗山秀君紹介)(第一〇五号)

九 總武線小岩駅に快速電車停車に關する請

願(島村一郎君紹介)(第一〇六号)

一〇 新東京国際空港の用地買収等に關する請

願(伊能繁次郎君紹介)(第三四二号)

一一 踏切道等の道路改良工事に伴う國鉄との

協定促進に関する請願(井出一太郎君紹

介)(第四一九号)

一二 同(中澤茂一君紹介)(第四三〇号)

一三 同(松平忠久君紹介)(第四三二号)

一四 三陸沿岸鐵道貨鐵道の早期建設に關する請

願(野原正勝君紹介)(第八二五号)

一五 水俣港の貿易港及び重要港灣指定に伴う

漁業被害補償に關する請願(松田鐵藏君

紹介)(第一〇五五号)

一六 大口市、出水市間の國鉄バス運行に關す

る請願(池田清志君紹介)(第一〇六八号)

一七 踏切道等の道路改良工事に伴う國鉄との

協定促進に関する請願(下平正一君紹

介)(第一三三二号)

一八 同(原茂君紹介)(第一三三三号)

○古川委員長 これより會議を開きます。

本日、本委員会に付託になりました内航海運業

法の一部を改正する法律案(第五十一回国会開法

第一五二号)(參議院送付)を議題とし、審査を進

めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認めます。

内航海運業法の一部を改正する法律案

(小字及び一は參議院修正)

内航海運業法の一部を改正する法律

案(昭和二十七年法律第五十一号)の

一部を次のように改正する。

第二条第三項中「左に」を「次に」に改める。

第二項第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第

二号中「内航海運送業者」を「内航海運送業を営む者」

に、「内航海運送取扱業者」を「内航海運送取扱業を営

む者」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「登録」を「許

可」に改める。

第四条の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条

第一項中「登録を受けようとする者(以下「登録申

請者」という)を「許可を受けようとする者」に、

「左に」を「次に」に改め、第三号を削り、同項第四

号中「使用する船舶」を「営業所の名称及び位置、

使用する船舶に改め、同号を同項第三号とし、

同項第五号を同項第四号とする。

第五条を次のように改める。

(許可の欠格事項)

第五条 次の各号の一に該当する者は、第三条第

一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十三条の規定により内航海運業の許可

を取り消され、その取消しの日から一年を経

過しない者

三 法人で、その役員のうち前二号の一に該

当する者があるもの

第六条の見出しを「許可の基準」に改め、同条

第一項を次のように改める。

運輸大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の

各号に適合していると認めるときでなければ、

同項の許可をしてはならない。

一 当該事業の開始が一般の需要に適合するも

のであること。

二 内航海運業にあっては、当該事業の用に供

する船舶の船腹量が運輸省令で定める船腹量

をこえるものであること。

三 当該事業の遂行上適切な計画を有するもの

であること。

四 当該事業を適確に遂行するに足る能力を

有するものであること。

第六条第二項中「登録」を「許可」に、「拒否しな

ければならない」を「してはならない」に改め、同

条第三項を削る。

第七条を削り、第六条の二第一項中「内航海運

業者」を「第三条第一項の許可を受けた者(以下「内

航海運業者」という)に改め、同条第二項中「第三

条第一項の登録を受けた」を削り、「その登録の日」

を「その許可を受けた日」に、「当該登録」を「当

該許可」に改め、同条を第七条とする。

第八条を次のように改める。

(事業計画等の変更)

第八条 内航海運業者は、事業計画を変更しよう

とするときは、運輸大臣の認可を受けなければ

ならない。ただし、営業所の名称その他運輸省

令で定める軽微な事項に係る変更については、

この限りでない。

る。

3 内航海運業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

4 第三項第二項の届出をした者は、その届出をした事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第九條第一項中「内航海運取扱業者」を「第三條第一項の規定による内航海運取扱業者の許可を受けた者」以下「内航海運取扱業者」という。に改める。

第十四條を次のように改める。

(事業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併)
第十四條 第三條第一項に規定する内航海運業の譲渡し及び譲受けは、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内航海運業者である法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、内航海運業者である法人と内航海運業者でない法人が合併する場合において、内航海運業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3 第五條及び第六條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて第三條第一項に規定する内航海運業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて内航海運業者である法人が他の法人と合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

第十四條の次に次の一條を加える。

(相続)

第十四條の二 内航海運業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた第三條第一項に規定する内航海運業を引き継ぎ営もうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第三條第一項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

3 第五條及び第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人に係る許可に基づく権利義務を承継する。

第十五條中「内航海運業の登録を受けた者」を「内航海運業者」に改める。

第二十條中「内航海運業者」を「第三條第一項の規定による内航海運業の許可を受けた者」以下「内航海運業者」という。又は同條第二項の規定による内航海運業の届出をした者」に改める。

第二十二條を削り、第二十一條の見出し中「休止等」を「休止及び廃止」に改め、同條第一項中「内航海運業者」の下に「又は第三條第二項の届出をした者」を、「休止」の下に「又は廃止」を加え、同條第二項を削り、同條を第二十一條とし、第二十條の二「第三條第一項の登録を受けた者を削り、内航海運業者」を「第三條第一項の規定による内航海運業の許可を受けた者」に改め、同條を第二十一條とする。

第二十三條の見出し中「登録の取消」を「許可の取消」に改め、同條第一項中「第三條第一項の登録を受けた者」を削り、「左の」を「次の」に、「内航海運業の登録」を「内航海運業の許可」に改め、同條第一号中「又はこの法律の規定に基づく処分又は許可若しくは認可に附した条件」に改め、同條第二号中「第六條第一項」を「第五條」に改め、同條第二項から第五項までを削る。

第二十四條第一項中「登録のまつ消」を「廃止」の届出をしたとき、又は前條の規定による許可の取消しに改める。

第二十五條中「内航海運業者」の下に「又は第三條第二項の届出をした者」を加える。
第二十五條の三の次に次の一條を加える。

(許可等の条件)

第二十五條の四 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十六條第一項中、「内航海運業者」の下に「若しくは第三條第二項の届出をした者」を、「内航海運業者」の下に「若しくは同項の届出をした者」を加える。

第二十八條中「第三條第一項の登録を受けた者」を「内航海運業者」に、「同條」を「第三條」に改める。

第二十九條の次に次の一條を加える。

(聴聞)

第二十九條の二 海運局長は、その権限に属する次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞することができる。

一 内航海運業の許可

二 内航海運業の事業の停止及び許可の取消し
海運局長は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞しなければならない。

3 前二項の聴聞に際しては、利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4 第一項及び第二項の聴聞に関し必要な事項は、運輸省令で定める。
第三十條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改め、同條第三号中「第二十三條第一項」を「第二十三條」に改める。
第三十一條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「変更登録」を「認可」に、「第四條第一項第三号又は第四号に掲げる事項」を「事業計画」に改める。
第三十三條中「左の」を「次の」に改め、同條第一

号中「第二十一條」を「第二十二條」に改め、同條第二号中「第二十條の二」を「第二十一條」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行の際現に改正前の内航海運業法(以下「旧法」という)第三條第一項(旧法第二十七條において準用する場合を含む)の規定による内航海運業の登録を受けている者で、引き続き当該事業を営んでいるもの(改正後の内航海運業法(以下「新法」という)第三條第一項(新法第二十七條において準用する場合を含む)の許可を受けた者を除く。以下「登録内航海運業者」という)については、昭和四十一年三月三十一日までは、旧法(第十四條(第二十七條において準用する場合を含む)を除く)の規定は、なおその効力を有する。

3 登録内航海運業者が昭和四十一年四月一日以後引き続き当該事業を営もうとするときは、昭和四十一年九月一日から同月三十日まで新法第四條(新法第二十七條において準用する場合を含む)の規定による許可の申請の手続をするものとする。

4 前項の規定により新法第三條第一項(新法第二十七條において準用する場合を含む)の規定による内航海運取扱業者の許可を申請した者が、その許可を受けたときは、その際現に供託している営業保証金は、その許可を受けた内航海運取扱業者について、新法第九條第一項(新法第二十七條において準用する場合を含む)の規定により供託したものとなす。

5 登録内航海運業者(この法律の施行の際現に旧法第三條第一項(旧法第二十七條において準用する場合を含む)の規定による内航海運取扱業者の登録を受けているものに限る)は、昭和四十一年四月一日以後においても、旧法第二十四

条(旧法第二十七條において準用する場合を含む)の規定の例により、營業保証金を取りもどすことができる。

6 登録内航海運業者について、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間に相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、登録内航海運業者の地位を承継する。

7 この法律の施行前(登録内航海運業者については、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する期間の経過前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

8 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の五の次に次の一号を加える。

十五の五の二 内航海運業を許可し、及び内航海運業の業務に關し認可すること。

第六條第一項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 内航海運業の許可若しくはその取消し又は事業の停止

第二十三條第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 内航海運業の許可又は認可に關すること。

(港灣運送事業法の一部改正)

9 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の三第三項中「内航海運業法の内航海運業者又は内航海運取扱業者」を「内航海運業法第三條第一項(同法第二十七條において準用する場合を含む)の規定による内航海運業者若しくは内航海運取扱業者の許可を受けた者又は同法第三條第二項(同法第二十七條において準用する場合を含む)の規定による内航海運業者の届出をした者」に、「いう」を「総稱する」に改め、

「又は合併し」を削り、「第十四條」を「第十四條の二第二項」に改める。

(港灣運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

10 前項の規定による改正後の港灣運送事業法第三十三條の三の規定の適用については、登録内航海運業者(この法律の施行の際現に旧法第三條第一項(旧法第二十七條において準用する場合を含む)の規定による内航海運業者又は内航海運取扱業者の登録を受けているもの)に限り、附則第六項の規定により当該登録内航海運業者の地位を承継した者を含む)は、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間、内航海運業者とみなす。

(特定船舶整備公団法の一部改正)

11 特定船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項及び第五項中「登録」を「許可」に改める。

(特定船舶整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

12 特定船舶整備公団法第十三條及び第十九條の規定の適用については、登録内航海運業者(この法律の施行の際現に旧法第三條第一項の規定による内航海運業者又は内航海運取扱業者の登録を受けているもの)に限り、附則第六項の規定により当該登録内航海運業者の地位を承継した者を含む)は、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間、海上貨物運送事業者又は貨物船貨渡業者とみなす。

○古川委員長 それでは、提案理由の説明を聴取いたします。

なお、参議院の修正部分について、便宜運輸大臣から説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○古川委員長 御異議なしと認めます。大橋運輸大臣。

○大橋國務大臣 ただいま議題となりました内航海運業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、さきの第五十一回国会に提案いたしましたものでありますが、参議院におきまして継続審議の取り扱いになっておりましたので、あらためて御説明申し上げるものであります。

内航海運は、国内輸送機関の中で最も重要な役割を果たしている輸送機関の一つであります。が、内航海運は著しく過剰であり、しかも老朽不経済船がきわめて多く、他方多数の小規模企業が乱立している状況にあります。

したがって、わが国内航海運を国民経済の進展に即応させるには、過剰である老朽不経済船を整理し、近代的経済船の建造をさらに促進するとともに、内航海運企業の零細性にかんがみ、企業規模の拡大、経営の適正化等によりその健全な発達をはかる必要があります。

この過剰船の整理と近代的経済船の建造につきましては、所要の法律上の措置を講じておりますが、内航海運企業の企業規模の適正化を推進するためには、事業を許可制とすることが必要であると考えます。

この法律案のおもな内容は、内航海運業を従来の登録制から許可制に改め、特に内航海運業につきましては、許可基準として一定の支配船腹の規模の基準を設けることとしたこととあります。現在内航海運企業の大部分は極度の零細企業であり、したがって、近代的経済船を整備させ、国民経済の進展に即応させるためには、この企業規模の適正化を促進し、過当競争を防止することが必要と認められるからであります。

また、事業の許可制の採用に伴い、事業計画の変更及び事業の合併等について認可制を採用する等所要の改正をすることとしたしております。

なお、事業の許可制への切りかえは、二年間の準備期間を設け昭和四十四年三月三十一日までに行なうこととしておりましたが、この法律案の成立時期がおくれましたので、施行期日を原案

より六カ月延ばすとともに、その切りかえ期日も昭和四十四年九月三十日とする等の修正が参議院で行なわれました。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○古川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。福井勇君。

○福井委員 運輸省がこの六月、中村運輸大臣の時代に標準運賃を設定して告示したのですが、その後の実施状況はどうなっておりますか。ひとつ詳細に説明を承りたい。

○龜山政府委員 標準運賃がことしの六月告示になりました。以来、海運の業界といしましては、標準運賃に準拠した組合の調整運賃というものをきめるべく、荷主側と折衝を進めてまいりました。御承知のように、内航海運業界は零細で数が多いでございます。荷主のほうは、たとえば石炭とか鉄鋼、セメント、石油というふうな、荷主が非常に巨大力を持っておりますので、標準運賃に準拠した調整運賃の設定は難航をいたしました。最近に至りまして、荷主側とも話し合いがつきまして、標準運賃をほんの少し——石炭について申し上げますれば、北海道の室蘭——横浜間、東京間の標準運賃は、八百四十円でございます。これが八百二十五円程度でできるという大勢になりつつあります。これは昨年の運賃に比しますと相当上回る、つまり内航が要求する適正コストに近いものに近づきつつある情勢でございます。

○福井委員 そのように標準運賃を告示しても、これをそのとおりに実施ができないような点があつては、今後もっと強力な運賃規制方法を考える必要はないかどうか、前質問の答えのように詳細にお答えを願います。

○龜山政府委員 内航対策の実施によりまして過剰船腹の処理、企業規模の適正化をはかりたい、

こういたしますれば適正な運賃が確保できるのではないか、そのような適正な運賃をつくる環境づくりのために、このたび別途成立をみました船舶整備公団法の改正というによりまして、この過剰船腹の処理が一段と進みますので、適正な運賃を確保できるような環境が逐次整備されてまいらと思ひます。そこで、運賃について一番きつちりした方法は認可制というものが最も適切だとわれわれ考えておりますが、いまのような環境づくりを進めた上でこの認可制をとることによつて、適正な運賃を確保するような方向でさらに検討を進めていきたい、かように考えておる次第でございます。

○古川委員長 本案に対する質疑はございませんか。——ほかに質疑もないようでありますので、これにて本案に対する質疑は終局いたします。

○古川委員長 これより討論に入りますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○古川委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○大橋國務大臣 ただいまの御審議に對しまして厚く御礼を申し上げます。

なお、前国会並びに今国会におきます御審議に際し表明せられました御意見等につきましては、実施に際しとくと考慮いたさせていだきたいと存じます。

○古川委員長 次に、本日の請願日程全部を議題

昭和四十一年十二月二十三日印刷

として、審査を行ないます。

本日の請願日程に掲載されております請願は十八件でございます。これらの各請願につきましては、委員各位もすでに文書表でその内容は御承知のとおりと存じますが、理事会において慎重に検討いたしましたので、これより直ちに採決したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

本日の請願日程中、日程第一ないし第一四及び第一六ないし第一八の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古川委員長 なお、本委員会に参考送付されました陳情書は、委員各位のお手元に配付してありますとおり、二十七件であります。御報告申し上げます。

○古川委員長 閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

すなわち、陸運に関する件、海運に関する件、航空に関する件、日本国有鉄道の経営に関する件、港湾に関する件、海上保安に関する件、観光に関する件、気象に関する件を閉会中も引き続き調査を行ないたいと存じますので、その旨議長に

昭和四十一年十二月二十四日発行

申し出たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局